

(1) 山梨県地域防災計画 最終：平成26年11月

第1編 総則

★第2編 **一般災害編** 第1章 地域防災計画・一般災害編の概要

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 防災関係機関の役割

(1) 県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その調整を行う。

(2) 市町村

市町村は、防災の第一次的責任を有する基礎的な地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と連携して防災活動を実施する。

また、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置を行う。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性に鑑み、自ら防災活動を実施する。

また、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

(5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急対策を実施する。

また、県及び市町村その他防災関係機関の防災活動に協力する。

〈注〉

指定行政機関：国の行政機関で内閣総理大臣の指定するもの。

指定地方行政機関：指定行政機関の地方支分部局その他国の地方行政機関で内閣総理大臣の指定するもの。

指定公共機関：NTT 東日本(株)等の公共的機関及び電気、ガス等の公益的事業を営む法人で内閣総理大臣の指定するもの。

指定地方公共機関：土地改良区等の公共的施設の管理者及び都道府県の地域において電気、ガス等の公益的事業を営む法人で、当該都道府県知事の指定するもの。

2 処理すべき事務又は業務の大綱

第1 県

次の事項を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理すべき防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつその総合調整を行う。

なお、災害時においても、その果たすべき役割を継続できるよう、平時から体制を整備する。

- 1 災害予防
- 2 災害応急対策
- 3 災害復旧

第2 市町村

市町村は、県に準じた災害予防、災害応急対策及び災害復旧の諸対策を樹立し、災害に対処する。ただし、災害救助法適用後は知事の補助機関として災害救助にあたるものとする。

なお、災害時においても、その果たすべき役割を継続できるよう、平時から体制を整備する。

第4 自衛隊(陸上自衛隊第一特科隊)

- 1 平素における準備
 - (2) 関係機関との連絡・調整
 - (3) 災害派遣計画の作成
- 2 災害派遣の準備
 - (1) 災害派遣初動の準備
 - (2) 災害等情報の収集
 - (3) 通信の確保
 - (4) 要請等の確認及び派遣要領の決定

3 災害派遣の実施

要請又は被災の状況に応ずる部隊の派遣

4 撤収及び撤収後の措置

第5 指定公共機関

4 関東農政局(甲府地域センター)

- (2) 災害応急対策 ウ災害時における生鮮食料品等の供給
カ応急用食料の調達・供給対策

第7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

3 病院等医療施設の管理者

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- (2) 災害時における収容者の保護及び誘導
- (3) 災害時における病人等の収容及び保護
- (4) 災害時における被災者の収容及び助産

4 社会福祉施設の管理者

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施

- (2) 災害時における入所者の保護及び誘導
- 5 学校施設の管理者
 - (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - (2) 災害時における応急教育対策計画の樹立と実施
- 6 公共施設等の施設管理者
 - (1) 避難訓練の実施
 - (2) 災害時における応急対策

第8 その他の公共的団体

- 1 社会福祉協議会(山梨県社会福祉協議会、各市町村社会福祉協議会)
 - (1) 災害時のボランティア活動に関する連絡調整
 - (2) ボランティアの登録・受付及びその受入体制の確保
- 2 山梨県ボランティア協会
 - (1) 災害時のボランティア活動に関する連絡調整
 - (2) ボランティアの登録・受付及びその受入れ体制の確保

★第2編 **一般災害編** 第2章 災害予防計画

第1節 防災組織の充実

1 県の防災組織

- (1) 山梨県防災会議
- (2) 山梨県災害対策本部
- (3) 山梨県水防本部

2 市町村の防災組織

- (1) 市町村防災会議
- (2) 市町村災害対策本部
- (3) 市町村水防管理団体

4 自主防災組織

(1) 設置の目的

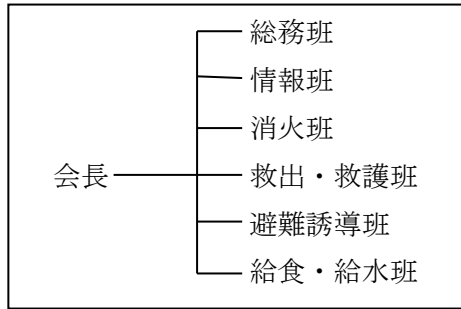
災害対策基本法第5条に基づき、「自分たちの地域は自分たちで守る」を基本に、地域住民の自発的防災組織として、町内会、自治会等を単位に組織する。

(2) 組織の編成及び活動

自主防災組織は、組織や地域の状況に応じた規約を作成するとともに、災害発生時に効果的な防災活動が行えるよう、平常時から準備、訓練に努めるものとする。

ア 構成

各組織の規約の定めるところによるが、例示すると次のとおりである。なお、自主防災組織を編成する際には、女性の参画の促進に努める。



イ 平常時の活動

(ア)情報の受伝達体制の確立

(イ)防災知識の普及及び防災訓練の実施並びに過去の災害から得られた教訓の伝承

(ウ)火器使用設備器具等の整備・点検

ウ 災害発生時の活動

(ア)地域内の被害状況等の情報の収集、住民に対する避難勧告・指示の伝達

(イ)初期消火等の実施

(ウ)救出・救護の実施及び協力

(エ)集団避難の実施

(オ)炊出しや救助物資の配布に対する協力

(3) 県及び市町村の指導

ア 県及び市町村は、県立防災安全センター等を活用して研修会等を開催し、自主防災組織指導者の知識・技能の向上に努め、組織の中心となる人材の育成を図る。

その際、女性の参画の促進に努める。

イ 市町村は、自主防災組織の未整備な地域における組織化の推進を図る。また、防災資機材等の配備についても計画的に推進し、自主防災組織の育成強化に努める。

第3節 防災施設及び防災資機材の整備、拡充

1 防災施設の整備

(2) 地域県民センター等(地方連絡本部)

地方連絡本部を設置する各合同庁舎等に、当該地域での大規模災害に迅速に対応するため、防災機材等の備蓄に努める。

ア 備蓄資機材

イ 食糧、飲料水

食糧 6,300 食 飲料水 6,300 リットル

★第2編 一般災害編 第2章 災害予防計画

第12節 災害時要援護者対策の推進

1 高齢者・障害者等の要援護者対策

国(内閣府等)が作成した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」(18年3月改訂版)等に基づき、市町村は、「災害時要援護者支援マニュアル」(行動計画)を作成し、特に以下の点に重点を置いた要援護者対策に取り組むものとする。

(1) 要援護者の生活支援などを行う人材の育成

ア 庁内に、福祉関係部局を中心とした災害時要援護者支援班を設置し、要援護者の避難支援業務を実施する。

イ 小地域単位での住民参加型防災学習会を開催するものとする。

ウ 自主防災活動や災害時に障害者などの救援を担う人材の育成と、自主防災組織等の中での継続的な位置づけを確立するとともにその活用を図るものとする。

エ 地域ぐるみの災害時要援護者支援体制「助け合いネットワーク会議」を開催するものとする。

オ 多数の住民が参加して行う自主防災マップづくりや、避難支援者が障害者や高齢者等を避難誘導する防災訓練を反復実施するものとする。

(6) 避難場所における対応

市町村は、避難場所を中心に被災者の健康維持に必要な活動を行うものとする。

特に、高齢者や障害者等の要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、手話通訳者、ガイドヘルパー、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

<参考>

第4編 火山編 第21節 災害時要援護者支援体制の整備

1 災害時要援護者支援体制

(1) 富士山周辺市町村は、災害時要援護者に対する支援のため、事前に支援体制を整備し、情報の伝達や安否確認、避難地又は避難所における対応等が迅速かつ的確に実施できるように努める。

(2) 富士山周辺市町村は、必要に応じて社会福祉施設、ボランティア、福祉関係団体のほか、地域の企業と事前に協定を締結し災害時要援護者の支援体制の整備を行う。

(3) 地域においては、自主防災組織が中心となり、行政機関、地域組織、福祉関係団体等が協力して災害時要援護者の支援にあたり、日頃から連携して火山災害時の協力体制に努める。

(4) 県は、保健師及び栄養士等の派遣並びに災害時要援護者のための物資を提供できるよう応援体制の確保に努める。

★第2編 **一般災害編** 第3章災害応急対策

第1節応急活動体制

4 広域応援体制

(1) 知事の応援要請等

① 指定行政機関等に対する応援要請

知事は、県内における災害応急活動を的確かつ円滑に実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関等の長に対し応急措置の実施を要請する。（災害対策基本法第70条第3項）

② 他の都道府県に対する広域応援要請

知事は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、全国知事会において締結している「災害時の広域応援に関する協定」(平成8年7月18日)及び関東地方知事会を構成する山梨県、東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、静岡県及び長野県で締結している「災害時等における相互応援に関する協定」(平成8年6月13日)等に基づき、他の都道府県に対し必要な応援を要請する。（災害対策基本法第74条）

③ 市町村に対する応援

ア 知事は、市町村長等から災害応急対策を実施するための応援を求められたときは、県の災害応急対策の実施との調整を図りながら、応援又は災害応急対策を実施する。この場合、知事は正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒まないものとする。

（災害対策基本法第68条）

イ 知事は、市町村の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、当該市町村長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は市町村相互間の応援について必要な指示又は調整・要求を行う。（災害対策基本法第72条）

④ 内閣総理大臣に対する広域応援要請

知事は、②の規定による他の都道府県知事への広域応援要請、及び③イの規定による市町村相互間の応援の要求等のみによっては、災害応急対策に係る応援が円滑に実施されないと認めるときに、これらを補完するため、内閣総理大臣に対し、他の都道府県知事に対して知事又は当該災害発生市町村長の応援を要請するよう求めるものとする。

（災害対策基本法第74条の2第1項）

⑤ 内閣総理大臣からの要請に伴う他の都道府県等に対する応援

知事は、内閣総理大臣より災害発生都道府県知事や災害発生市町村長の応援を求められた場合、必要と認める事項について支援協力に努める。また、知事は、特に必要があると認められた場合、市町村長に対し、当該災害発生市町村長の応援について求めるものとする。

（災害対策基本法第74条の2第2項及び4項）

(2) 市町村長の応援要請等

① 知事に対する応援要請

市町村長は、当該市町村の地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、知事に対し応援を求め又は応急対策の実施を要請する。（災害対策基本法第68条）

② 他の市町村長に対する応援要請

市町村長は、当該市町村の地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは県市長会を構成する市で締結している「大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書」や、市町村間で締結している、各種相互応援協定に基づき、他の市町村に対し応援を要請する。

③ 知事からの要請に伴う他の都道府県の市町村に対する応援

市町村長は、知事が内閣総理大臣より他の都道府県の災害発生市町村長の応援を求められたことにともない、知事から当該災害発生市町村長の応援について求められた場合、必要と認める事項について支援協力を努める。（災害対策基本法第74条の2第4項）

6 自衛隊災害派遣要請の概要

(1) 派遣形態

ア 要請による災害派遣

（自衛隊法第83条第2項）（自衛隊の災害派遣に関する訓令第11条）

イ 自主派遣（自衛隊法第83条第2項ただし書き）

天災地変その他の災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められる時は、要請を待たないで部隊等を派遣する。

(3) 災害派遣の範囲

災害派遣の範囲は、人命・財産を保護する応急救護及び応急復旧までを範囲とするのが一般的である。

また、災害派遣の撤収（終了）段階においては前項の3要件消失の程度、土木工事への転換の可否及び民間業者の圧迫の可能性等を考慮するとともに、「予定された作業の完了」、「民心の安定」、「復興機運の確立」等、努めて明確な派遣目的の達成の段階において要請権者との調整を実施することとされている。

(4) 災害派遣要請権者等

ア 災害派遣を要請することができる者

（要請による災害派遣：自衛隊法第83条第1項、自衛隊法施行令第105条）

(ア) 都道府県知事

(イ) 海上保安庁長官

(ウ) 管区海上保安本部長

(エ) 空港事務所長

イ 都道府県知事に災害派遣要請を依頼することができる者

市町村長（注2）

【注2：市町村長に関しては、都道府県知事に対し災害派遣要請を要求できない場合には、知事に要求できない旨及び当該市町村の地域に係わる災害の状況を防衛大臣又はその指定する者（本県においては前述の「第1特科隊長」）に通知することができる。

この場合において、通知を受けた防衛大臣又はその指定する者（「第1特科隊長」）は、その事

態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、要請を待たないで部隊等を派遣できることが規定されている。(災害対策基本法第68条第2項の2)】

(8) 部隊等の活動内容

炊飯及び給水 炊飯及び給水の支援

(10) 経費負担区分の参考例

(12) 災害派遣の要請手続き(自衛隊法施行令第106条)

ア 要請者:知事

イ 要請先

(ア) 受理者:第1特科隊長

(イ) 連絡先

〒401-0511 山梨県南都留郡忍野村忍草3093

陸上自衛隊北富士駐屯地

TEL:0555(84)3135、3136(内線238) FAX:〃(内線239)

夜間:0555(84)3135(内線280又は302)

防災行政無線(衛星系)916-435(地上系)9-220-1-051

ウ 内容

(ア) 災害の状況及び派遣を要請する事由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(エ) その他参考となるべき事項

エ 要領

文書をもって要請する。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話によることができる。この場合においても、じ後速やかに文書を提出する。

(13) 災害派遣部隊の撤収要請

知事は、災害派遣部隊の撤収要請を行うときは、民心の安定、民生の復興に支障がないよう当該市町村長及び派遣部隊長と協議する。

第2節 災害関係情報等の受伝達

3 被害情報の収集伝達

(4) 被害情報の収集・連絡

- 市町村は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、土砂被害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告するものとする。

ただし、消防組織法第40条に基づく「火災・災害等即報要領」(資料編I「被害情報収集・伝達マニュアル」参照)の直接即報基準に該当する火災・災害等が発生した場合及び通信の途絶等によ

り県に報告が不可能なときには、市町村は、直接消防庁に対し報告をするものとする。

なお、消防庁長官から要請があった場合は、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対して行うものとする。

- ・ 県は、消防組織法第40条に基づく「火災・災害等即報要領」(資料編I「被害情報収集・伝達マニュアル」参照)により、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁へ報告するとともに、必要に応じ関係省庁に連絡する。市町村からの報告を待たずして情報を入手した場合についても同様とする。
- ・ 報告ルートは、**資料編I「被害情報収集・伝達マニュアル」**参照

(6) 報告の種類・様式

ア 市町村

「被害情報収集・伝達マニュアル」(資料編I)に基づき報告を行うものとする。

①災害報告取扱要領

- ・ 災害確定報告……第1号様式
- ・ 災害中間報告……第2号様式
- ・ 災害年報……第3号様式

②火災・災害等即報要領

- ・ 火災等即報……第1号様式及び第2号様式
- ・ 救急、救助事故報告……第3号様式
- ・ 災害即報……第4号様式(その1、2)

③その他、県マニュアル等で指定した報告及び様式

山梨県地域防災計画 **資料編 I**

【防災組織に関する資料】

3 山梨県災害対策本部 (4) 被害情報収集・伝達マニュアル

1 災害による被害報告

(1) 市町村等における被害報告種別等

- ① 県指定に基づく被害報告
- ② 災害報告取扱要領に基づく被害報告
- ③ 火災・災害等即報要領に基づく被害報告

(2) 県指定に基づく被害報告

① 報告ルート

ア 第一配備態勢

(大雨注意報、洪水注意報、大雪注意報、大雪警報、震度4の地震の観測)

被害区分	調査報告主体	報告ルート
総括情報	市町村 県警察本部 消防本部	市町村・県警察本部・消防本部→防災危機管理課→消防庁等 [直接即報基準]
人、建物	市町村	市町村→防災危機管理課→消防庁等

(臨時火山情報(注意喚起))

被害区分	調査報告主体	報告ルート
総括情報	市町村 県警察本部 消防本部	市町村・県警察本部・消防本部→防災危機管理課→消防庁等、関係省庁等 [直接即報基準]
その他の情報	市町村 各管理者等	市町村・各管理者等→富士・東部管内出先機関→各主管課→防災危機管理課

イ 第二配備態勢

(大雨警報、洪水警報、暴風(雪)警報、震度5弱・強の地震の観測)

被害区分	調査報告主体	報告ルート
総括情報	市町村 県警察本部 消防本部	市町村・地域県民センター→防災危機管理課→消防庁等 [直接即報基準] 県警察本部・消防本部→防災危機管理課
人、建物	市町村	市町村→保健福祉事務所→福祉保健総務課→防災危機管理課
病院	各施設管理者	施設管理者→保健福祉事務所→福祉保健総務課→防災危機管理課
社会福祉施設	各施設管理者	施設管理者→保健福祉事務所→福祉保健総務課→防災危機管理課
水道	市町村	市町村→保健福祉事務所→衛生薬務課→福祉保健総務課→防災危機管理課

※各出先機関は、被害状況を本庁各主管課に報告すると同時に地域県民センターにも報告する。

(臨時火山情報(噴火の可能性))

被害区分	調査報告主体	報告ルート
総括情報	市町村 県警察本部 消防本部	市町村→地域県民センター→防災危機管理課→消防庁等 └───────────┬───────────┘ [直接即報基準] ↑ 県警察本部・消防本部→防災危機管理課
その他の情報	市町村 各管理者等	市町村・各管理者等→各出先機関→各主管課→防災危機管理課

※各出先機関は、被害状況を本庁各主管課に報告すると同時に地域県民センターにも報告する。

ウ 第三配備態勢

(災害対策本部設置)

被害区分	調査報告主体	報告ルート
被害状況	県民 自主防災組織 事業者 管理者 市町村	県民等→市町村→地方連絡本部→県災害対策本部→国(消防庁、関係省庁等)

エ その他の被害状況の報告ルート

被害区分	調査報告主体	報告ルート
商工関係	商工会等	商工会→商工会連合会、商工会議所→産業政策課→防災危機管理課
文教施設	各管理者	市町村→教育事務所→教・総務課→防災危機管理課 私学管理者→私学文書課→防災危機管理課 県立学校管理者→教・総務課→防災危機管理

★第2編 一般災害編 第3章災害応急対策

第11節避難、救援対策

5 食糧供給対策

(1) 実施機関

被災者及び災害応急業務の従事者への食糧の確保と炊き出し、その他食品の提供は市町村長が実施するものとする。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事が市町村長の補助を得て行い、あるいは知事が市町村長に委任して市町村長が行うものとする。

(2) 災害時における応急米穀の供給通知等(「米穀の買入・販売等に関する基本要領」総合食料局長通知)

ア 市町村長は、災害時に必要な**米穀**の調達が不可能なときは、給食として必要とする応急用米穀の数量等を知事に通知するものとする。

イ 通知を受けた知事は、必要と認めるときは、農林水産省生産局長に通知する。

ウ 通知を受けた農林水産省生産局長は、受託事業体に対し、知事又は知事の指定を受けた者(市町村長)に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。

(3) その他の細部事項

本項に関する細部事項は、「**災害時における食糧供給対策実施要領**」による。

6 生活必需物資等救援対策

(1) 実施機関

ア 被災者に対する医療、生活必需品、燃料その他の物資の供給は、市町村長が行うものとする。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事が市町村長の協力を得て行う。

イ 知事は市町村長が実施する生活必需物資の供給について特に必要があるときは、他市町村に応援を指示する。

ウ 県は、小売業者等との「生活必需物資の調達に関する協定」等に基づき、生活必需物資の流通在庫の数量を把握するとともに、必要量の確保に努める。また、必要に応じて、新たな協定締結にも努める。

エ 市町村は、地域内で調達できる生活必需物資の状況を把握するとともに、小売業者等との供給協定を締結し、必要量の確保に努める。

オ 県は、燃料等県内における必要量の確保が困難な物資については、国に安定的な供給を要請する。

(2) 物資等の供給の要請等

ア 知事は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、備蓄する物資等が不足し、必要な災害応急対策の実施が困難と認めるときは、国(本県区域に係る指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長)に対し、必要な物資の供給等を要請する。

イ 市町村長は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、備蓄する物資等が不足し、必要な災害応急対策の実施が困難と認めるときは、知事に対し、必要な物資の供給等を求めるも

のとする。

ウ 市町村長は、事態の緊急性等に照らし必要な場合には、国に物資等の供給等を直接依頼するものとする。

エ 国は、備蓄する物資等について、その事態に照らして緊急を要すると認められるときは、知事又は市町村長からの要請等を待たずに、物資の供給等について必要な措置を講ずるものとする。

オ 知事は、備蓄する物資等について、その事態に照らして緊急を要すると認められるときは、市町村長からの要請等を待たずに、物資の供給等について必要な措置を講ずるものとする。

カ 国、県、市町村及びその他防災関係機関等は所掌事務又は業務について、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、備蓄物資等の供給に関し、相互に協力するよう努める。

山梨県地域防災計画 資料編 I

【救援関係資料】

6 災害時食糧供給対策実施マニュアル

(1) 災害時における食糧供給対策実施要領

(目的)

第1 この要領は、地震、風水害等の非常災害が発生した場合又はおそれがある場合であつて、知事又は市町村長が被災者及び災害救助従事者(以下「被災者等」という。)を対象とする炊出し等の給食を行うため供給する米穀(以下「応急用米穀」という。)並びに、災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀(以下「災害救助用米穀」という。)の救急引渡につき、山梨県地域防災計画一般災害編第3章第9節の5災害救助法による救助、同計画地震編第4章第6節の1食糧及び生活必需品の調達及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」(平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知。)(以下「販売要領」という。)第4章第10の2災害救助用米穀の引渡方法に基づく事務処理の円滑化を図るための具体的方策を定めるものである。

(組織)

第2 災害時における食糧供給の組織は、山梨県防災計画一般災害編第3章第10節の5災害救助法による救助、同計画地震編第4章第6節の1食糧及び生活必需品の調達及び販売要領によるもののほか、本要領別紙1「組織及び業務分担表」に定めるところによるものとする。

(業務)

第3 応急用米穀並びに災害救助用米穀の調達・供給業務に従事する第2に規定する組織に係る職員(以下「職員」という。)は、関係機関との密接な連携を図り業務を遂行するものとする。

2 職員は、この要領の定めによりがたい事態が発生した場合には、災害対策本部長の指示により、業務を遂行するものとする。

3 職員は、前記2の指示によりがたい場合には、この要領の趣旨に照らし、最も適切と思われる措置を講ずることができるものとする。

4 職員は、前記3の措置を行った場合は、業務終了後速やかに経過措置の内容及び状況等を災害対策本部長へ報告するものとする。

(応急用米穀及び災害救助用米穀の調達、供給方法)

第4 応急用米穀及び災害救助用米穀の調達・供給は、被害の大小及び被災地の広狭等を勘案のうえ、次の各項に定めるところによる。また、交通・通信手段等の途絶がある場合は、本要領別紙2(以下「連絡方法図」という。)によるものとし、本要領第3の業務を遂行するものとする。

(1) 応急用米穀の調達・供給災害救助法発動までには至らない災害の場合(災害発生時より災害救助法発動時までの期間を含む。)

① 山梨県地域防災計画一般編第3章第10節5災害救助法による救助により該当市町村長が米穀販売業者等からの調達・供給体制を整え実施するものとする。

② 市町村長は、当面の手当として本要領第6に定める基準で供給量を確保し、被災者等に対し供給を行うものとする。

③ 市町村長は、前記②の供給を行うため、被災者の集合地での炊出し供給体制を整備しておくものとする。

(2) 災害救助用米穀の調達・供給

① 調達・供給を行う者

災害救助法発動時であるので同法第22条、第23条、第33条及び細則の規定により県及び市町村が実施し、関係団体等と連絡のうえ、調達・供給を行うものとする。

また、災害救助用米穀の輸送については市町村長がこれを行うが、関係機関は実施できる範囲においてこれを援助するものとする。

② 引渡要請

ア 市町村長と知事との間で連絡がつく場合

(ア) 市町村長は、災害救助用米穀を必要とする場合は、希望数量、引渡場所及び引渡方法を把握のうえ災害救助用米穀の引渡要請書(様式1)を作成のうえ知事に対し、引渡要請を行うものとする。

(イ) 前記(ア)の要請を受けた知事は、農林水産省生産局長(以下「局長」という。)に対し、事前に政府所有米の引渡しに関する情報(希望数量、引渡場所及び引渡方法等)、担当者の名前、連絡先等を総合食料局(担当者)へ電話に併せて FAX 又はメールで連絡した上で、災害救助用米穀の引渡要請書(様式2)により要請するものとする。

イ 市町村長と知事との間で連絡がつかない場合

(ア) 市町村は、政府所有米穀の引渡しに関する情報(希望数量、引渡場所及び引渡方法等)、担当者の名前、連絡先等を総合食料局(担当者)へ電話に併せて FAX 又はメールで連絡するものとする。

(イ) 前記(ア)の連絡を行った市町村長は、その旨を知事に連絡するとともに、災害救助用米穀の引渡要請書(様式1)を作成のうえ知事に対し、引渡要請を行うものとする。

(ウ) 前記(イ)の要請を受けた知事は、局長に対し、事前に政府所有米の引渡しに関する情報(希望数量、引渡場所及び引渡方法等)、担当者の名前、連絡先等を生産局(担当者)へ電話に併せて FAX 又はメールで連絡した上で、災害救助用米穀の引渡要請書(様式2)により要請するものとする。

ウ 地域課長等に対し連絡が取れない場合で、市町村長から指定倉庫業者に対し直接引渡要請をする場合(別紙2-3「連絡方法図」)

③ 引渡

ア 引渡要請を受けた総合食料局は、受託事業者及び県と連絡調整を行い、供給する災害救助用米穀及び引渡方法を決定する。

イ 局長は、アの調整の終了後、速やかに、供給する政府所有米穀の品種、数量等を記入した売買契約書(別添の売買契約書案)により契約を締結する。

ウ 局長は、イの契約の締結を受けて受託事業者に対し、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。

④ どう精

知事又は知事の指定する者は、精米工場(名簿)の協力を得て、災害救助用米穀のどう精を行い、炊出し等に供給するものとする。

(災害用米穀の供給基準)

第5 災害時において、被災者等に対し供給する災害救助用米穀の基準は、1食あたり200玄米グラム(精米180グラム)とする。

附則この要領は、平成7年9月14日より施行する。

この要領は、平成9年8月11日より施行する。

この要領は、平成16年4月1日より施行する。

この要領は、平成18年9月19日より施行する。

この要領は、平成23年3月30日より施行する。

別紙1 組織及び業務分担表

組 織 員	業 務 分 担
被災市町村	<ul style="list-style-type: none">・応急用米穀等の確保・災害救助米穀等の調達供給・同米穀の緊急引渡処理(輸送)・同米穀の精米依頼
山梨県 (農政部(花き農水産課))	<ul style="list-style-type: none">・各団体との連絡調整・災害救助用米穀等の緊急引渡処理・同米穀の精米依頼・売買契約関係事務
農林水産省生産局 (農産物貿易業務課)	<ul style="list-style-type: none">・主要食糧等の確保と供給措置・各団体との連絡調整・災害救助用米穀等の緊急引渡指示・主要食糧の県内在庫状況の把握
受託事業体	<ul style="list-style-type: none">・災害救助用米穀等の緊急引渡
精米工場	<ul style="list-style-type: none">・玄米の精米

7 生活必需物資の調達に係る協定

生活必需物資の調達に関する協定書(19事業所) (H9.5.28~H24.4.1)

山梨県地域防災計画 **資料編Ⅱ**

【避難場所等関係資料】

4 食糧確保体制

(1) 食糧確保の考え方

災害時の食糧の確保は、県民自らの備蓄（家庭内備蓄）を前提とする。

市町村は、被災により家庭内備蓄が使用不能となった場合を想定して確保体制を整備する。

この場合、備蓄（直接備蓄、流通備蓄）が1日分、協定等による調達が2日分を目安とする。

なお、4日目以降についても、流通業界等から調達できる体制の整備に努めるものとする。

県は、市町村の確保体制を補完するため、協定等による調達体制を整備する。

(2) 食糧確保の目安

省略

(3) 市町村別食糧等自己備蓄の状況

省略

★第3編 **地震編** 第2章 災害予防計画(平常時の対策)

第10節 災害時要援護者対策の推進

1 社会福祉施設対策の推進

県及び市町村は、社会福祉施設の利用者が寝たきり老人や心身障害者等いわゆる災害時要援護者であることから、予防査察等の機会を利用して次の対策を指導する。

(1) 防災設備等の整備

施設の災害に対する安全性を高めるとともに、電気、水道等の供給停止に備え、非常食糧等の備蓄を3日分程度行う。また、施設機能の応急復旧に必要な防災資機材の整備を行う。

省 略

2 高齢者・障害者等の要援護者対策

国(内閣府等)が作成した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」(18年3月改訂版)等に基づき、市町村は、「災害時要援護者支援マニュアル」(行動計画)を作成し、特に以下の点に重点を置いた要援護者対策に取り組むものとする。

(1) 要援護者の生活支援などを行う人材の育成

ア 庁内に、福祉関係部局を中心とした災害時要援護者支援班を設置し、要援護者の避難支援業務を実施する。

イ 小地域単位での住民参加型防災学習会を開催するものとする。

ウ 自主防災活動や災害時に障害者などの救援を担う人材の育成と、自主防災組織等の中での継続的な位置づけを確立するとともにその活用を図るものとする。

エ 地域ぐるみの災害時要援護者支援体制「助け合いネットワーク会議」を開催するものとする。

オ 多数の住民が参加して行う自主防災マップづくりや、避難支援者が障害者や高齢者等を避難誘導する防災訓練を反復実施するものとする。

(6) 避難場所における対応

市町村は、避難場所を中心に被災者の健康維持に必要な活動を行うものとする。

特に、高齢者や障害者等の要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、手話通訳者、ガイドヘルパー、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

★第3編 **地震編** 第3章 地震災害応急対策

第2節 地震災害情報の収集伝達 3被害情報の収集伝達

- (1) 被害情報の収集伝達
- (2) 被害規模の早期把握のための活動
- (3) 地震発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡
- (4) 応急対策活動情報の連絡

本編一般災害編第3章第2節3(4)被害情報の収集・連絡と同じ

- (5) 報告の種類・様式

ア 県・市町村

本編一般災害編第3章第2節3(6)報告の種類・様式と同じ

★第3編 **地震編** 第3章 地震災害応急対策

第5節 避難活動 6 避難場所

- (1) 避難場所の整備

市町村は、避難場所の整備について、次の点に留意するものとする。

エ 避難場所に食糧、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ、マット等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

さらに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。

オ 災害時要援護者のための福祉避難所について、社会福祉施設や公的な宿泊施設及び民間の宿泊施設などの利用ができるよう、協定を締結するなど、十分な施設の確保に努める。

- (3) 避難場所の運営管理

市町村は各避難場所の適切な運営管理に努める。また、避難場所における情報の伝達、食料、水等の配給、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の組織化を図り、自主的な運営管理が行われるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に協力を求める。

避難場所ごとに収容されている避難者に関わる情報の早期把握に努めるとともに住所地の市町村へ速やかにその情報を伝達する。

避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるとともに避難者のプライバシーの保護、男女のニーズの違い等男女双方の視点等にも配慮する。

また、災害時要援護者に対し、福祉施設への入所や、各種支援を行う者の配置など、支援体制を確立する。

避難所における避難者の健康管理に配慮し、健康相談及び診断のための人員配置に努める。

なお、応急仮設住宅の迅速な提供等による避難者の住宅確保を図り、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。

★第4編^{火山編} 第1章 総論

第7節 避難計画を作成する市町村

(富士吉田市、身延町、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町)

★第4編^{火山編} 第2章 災害予防計画

第13節 避難活動体制の整備

3 避難場所の整備

- (6) 避難場所に食糧、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。
- (7) 一次・二次避難地は、原則として徒歩で避難できる範囲とする。
- (8) 災害時要援護者のための福祉避難所について、社会福祉施設や公的な宿泊施設及び民間の宿泊施設などの利用ができるよう、協定を締結するなど、十分な施設の確保に努める。

★第4編^{火山編} 第2章 災害予防計画

第18節 食料及び生活必需品の調達

1 基本方針

- (1) 富士山避難時に必要な食料及び生活必需品は、事前に住民が自主的に確保するように努める。
- (2) 県及び富士山周辺市町村は、住民の自助努力で確保できないものについて、緊急物資として斡旋する。
- (3) 県、市町村は、備蓄する物資が不足する場合等は、本編第2編第11節6(2)「物資等の供給の要請等」により対応する。

2 県

- (1) 緊急物資の在庫状況を定期的に把握するとともに、流通業者等と緊急時の供給体制を確保するための協定を締結する。
- (2) 物資の円滑な流通体制を確保し、必要に応じて物資保有者に対して収用又は保管命令を行う。

3 富士山周辺市町村

- (1) 緊急物資の在庫状況を定期的に把握するとともに、流通業者等と緊急時の供給体制を確保するための協定を締結する。

★第4編^{火山編} 第2章 災害予防計画

第21節 災害時要援護者支援体制の整備

1 災害時要援護者支援体制

- (1) 富士山周辺市町村は、災害時要援護者に対する支援のため、事前に支援体制を整備し、情報の伝達や安否確認、避難地又は避難所における対応等が迅速かつ的確に実施できるように努める。
- (2) 富士山周辺市町村は、必要に応じて社会福祉施設、ボランティア、福祉関係団体のほか、地域の企業と事前に協定を締結し災害時要援護者の支援体制の整備を行う。
- (3) 地域においては、自主防災組織が中心となり、行政機関、地域組織、福祉関係団体等が協力して災害時要援護者の支援にあたり、日頃から連携して火山災害時の協力体制に努める。
- (4) 県は、保健師及び栄養士等の派遣並びに災害時要援護者のための物資を提供できるよう応援体制の確保に努める。

2 災害時要援護者の把握

富士山周辺市町村は、火山災害発生時の適切な対応に役立つため、民生委員、福祉関係団体、消防機関等と協力して災害時要援護者の把握に当たる。

★第4編^{火山編} 第3章 災害応急対策計画

第5節 避難行動

8 避難所の開設・運営

(2) 避難場所の運営管理

ア 富士山周辺市町村は、各避難場所の適切な運営管理に努める。また、避難場所における情報の伝達、食料、水等の配給、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の組織化を図り、自主的な運営管理が行えるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に協力を求める。

★第4編^{火山編} 第3章 災害応急対策計画

第17節 災害時要援護者支援対策

1 災害時要援護者への配慮

- (1) 富士山周辺市町村は、避難誘導、避難場所での良好な生活環境の確保、応急仮設住宅への入居にあたっては、災害時要援護者に十分配慮する。特に、高齢者、障害者の避難場所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努める。
- (2) 富士山周辺市町村は、避難場所等における災害時要援護者の生活を支援するため、必要に応じてホームヘルパーの派遣、車いす等の手配等を福祉事業者、手話通訳者、ガイドヘルパーの協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

(2) 第二次やまなし防災アクションプラン 平成24年3月

(4) 施策体系図

I 県民の命を守るアクション

●施策項目：I-3-7 災害時要援護者等への支援体制の整備

【児童家庭課・障害福祉課・長寿社会課】

アクション項目：災害時要援護者等の避難場所としての児童関係社会福祉施設の利用の促進

アクション項目：災害時要援護者等の避難場所としての障害者関係社会福祉施設の利用の促進

アクション項目：障害福祉施設間での利用者の受け入れ及び職員の協力体制の構築

アクション項目：老人ホームへの緊急入所ができる体制の検討

II 県民の暮らしを守るアクション

●施策項目：II-5-1 避難所運営体制の整備

アクション項目：学校における避難所運営体制の整備【義務教育課・高校教育課】

内容：避難所としての機能を確保するため、市町村と協議を行いながら、必要な備品の整備やマニュアル作成を推進していく

アクション項目：避難所における食料の品目や提供方法の見直し【防災危機管理課】

内容：東日本大震災の避難所における食料の品目や提供方法の問題点を調査し、市町村に対して情報提供する

●施策項目：II-6-1 県民・市町村等の緊急物資備蓄の促進

アクション項目：避難所への公的備蓄の保管促進(食料の確保)【健康増進課】

内容：大規模地震が発生した際に、県内の避難所が孤立しても発災3日間程度の食料を確保するため、特定給食施設等と協定を結ぶ等、施設等における備蓄を避難住民に供給できる体制をつくる。また、各施設での円滑な業務が行えるよう、標準マニュアルを作成し、各施設でのマニュアル作成を推進する。

(保健所の巡回指導を通じて、備蓄の促進と市町村への情報提供を行う。)

アクション項目：家庭や事業所等における備蓄充実の促進【防災危機管理課】

内容：大規模災害発生時に必要となる水や食料等の備蓄品について、家庭や事業所等における備蓄の充実を促進する。

●施策項目：II-6-2 緊急物資等確保体制の充実・強化

アクション項目：社会福祉施設における防災資機材の整備促進

【長寿社会課・児童家庭課・障害福祉課】

内容：児童福祉施設、高齢者福祉施設、障害福祉施設に対し、災害時に必要となる防災資機材(非常食、投光器、ラジオ等)の整備について促進を図る。

アクション項目：時間経過に伴う緊急調達物資・食料の検討【防災危機管理課】

内容：避難所で消費される緊急物資・食料については、時間経過に伴い需要が変わることが予想されるので、被災者ニーズを適時、適切に把握する必要がある。

ニーズ調査をし、市町村に情報提供する(H24 調査、H25 情報提供)

(3) 山梨県大規模災害時医療救護マニュアル (平成24年4月1日改正)

I 医療救護対策本部の設置

1 医療救護対策本部設置基準

山梨県は、「山梨県地域防災計画」(第2編第3章第10節3)に基づき、次のいずれかに達したとき、山梨県医療救護対策本部(県本部、地区本部)を設置する。

- ① 山梨県災害対策本部を設置することとなったとき。
- ② 山梨県地震災害警戒本部を設置することとなったとき。
- ③ 震度6弱以上の地震が県内に発生したとき。

※ 災害が甚大かつ地域的な場合は、山梨県災害対策本部と連動し、現地県医療救護対策本部を設置する。

III 災害医療情報等の収集・伝達・提供

1 医療情報等の収集及び提供

(1) 山梨県広域災害・救急医療情報システム

災害時には、県及び医療機関は、広域災害・救急医療情報システム(以下「災害情報システム」という。)を活用し、県内はもとより県域を越えて広域的に医療機関の稼働状況、医師・看護師等医療スタッフの状況、ライフラインの確保及び医薬品の備蓄状況等、災害医療に関わる情報の収集、提供を行う。

① 医療機関

災害情報システムは、非常時の通信手段として有効なことから、専用端末やインターネット接続パソコンを非常発電装置の電源に接続しておく外、災害用に指定されている有線電話をインターネット回線に活用する。

また、端末操作責任者及び副責任者をあらかじめ決めておき、災害時はもちろん平常時から定期的に情報を更新する。

② 地区医療救護対策本部(被災地を所管する保健所(峡北支所の場合は、支所とする。以下同じ。))

管内の医療機関について、災害情報システム等により情報の収集に努める。災害情報システムが機能しない場合や、システム端末機を設置していない医療機関等については、必要に応じて、電話、FAX 若しくは直接出向いて情報収集に努める。(様式3参照)

また、収集した医療機関等に関する情報は、定期的に県医療救護対策本部(医務課・衛生薬務課・健康増進課・障害福祉課)へ報告する。(様式4、5参照)

③ 被災地内の医療機関

医療機関として機能しているか、傷病者の受入状況、転送要請、医薬品の不足状況等の情報を災害情報システム若しくは電話・FAX 等を利用して保健所に連絡する。

④ 被災地外の保健所

管内の医療機関に災害情報システムを利用して患者の受入情報、医療スタッフの提供情報等を定期的に入力するよう依頼し、システム端末機未設置の医療機関へは電話、FAX 等により情報を収集し、最新の情報の把握に努める。

⑤ 被災地外の医療機関

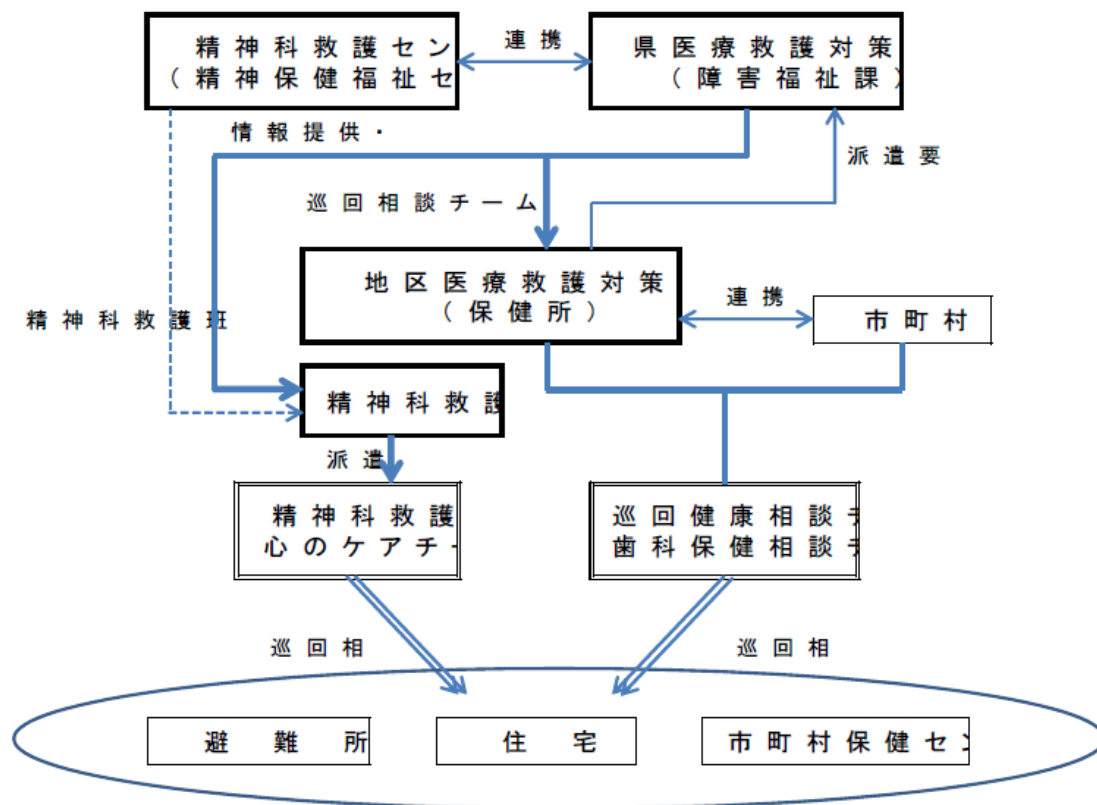
患者の受入情報、医療スタッフの提供情報を災害情報システム若しくは電話、FAX を利用して所管保健所へ連絡する。

⑥ 県医療救護対策本部(医務課、衛生薬務課)

a 県医療救護対策本部(医務課)は、災害時における情報センターとして情報を管理し、医療機関の被害状況、医療機関の傷病者の受入状況、救護所の設置状況等医療救護に関する情報を災害情報システム等を利用して関係機関に提供する。

b 県医療救護対策本部(衛生薬務課)は、地区医療救護対策本部(保健所)等を通じ県赤十字血液センター、医薬品卸業者、生物学的製剤指定薬局などの被害状況等を情報収集する。

■精神科救護、地域保健活動実施体制



IV 医療救護活動

8 地域保健予防対策

県医療救護対策本部(医務課、健康増進課等)、地区医療救護対策本部(保健所)及び市町村災害対策本部は、避難所等の被災地における疾病予防、精神的ケア等を図るため、医療機関等と連携し、地域保健活動などを通じ被災地の保健予防対策を講じる。

(1) 地域保健活動

① 県医療救護対策本部(医務課等)

県医療救護対策本部(医務課)は、地域保健活動を行うため、保健所、県立大学(看護学部)、市町村の保健スタッフなど広域的な応援を得て巡回健康相談Ⅳ-14

チームを編成し、被災地内に派遣する。

② 地区医療救護対策本部(保健所)

a 地区医療救護対策本部(保健所)は、市町村災害対策本部と連携・調整を図り、巡回健康相談チームによる健康相談を実施する。

b 地区医療救護対策本部(保健所)は、巡回健康相談チームの拠点となる。

c 地区医療救護対策本部(保健所)は、円滑な地域保健活動を行えるよう医療機関との調整、広報活動、技術的援助などにより、市町村災害対策本部を支援する。

③ 巡回健康相談チーム

a 巡回健康相談チームは、巡回健康相談を通じて、避難所を中心に発生する感染症疾病等のサーベイランスを行うとともに、その情報を医療機関、医療救護班及び市町村災害対策本部に提供する。

b 巡回健康相談チームは、巡回健康相談を通じて有病者を発見したときは、医療救護所や医療機関への受診を指導するとともに、医療救護班に個別に情報を提供する。

c 巡回健康相談チームは、在宅、避難所、仮設住宅等への巡回健康相談等を通じて、心の問題やアルコール障害の発見に努め、精神科救護班と連携する。

d 巡回健康相談チームは、被災住民に対して日常生活における健康管理について指導する。

e 巡回健康相談チームは、住宅の被災住民の保健指導についても留意する。

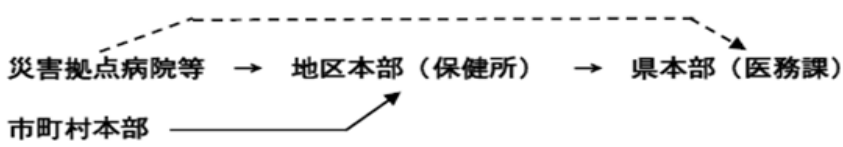
④ 市町村災害対策本部

a 市町村災害対策本部は、巡回健康相談チームを編成するとともに、地区医療救護対策本部(保健所)と連携・調整して健康相談を実施する。

b 市町村災害対策本部は、災害に伴う直接的なストレス、生活環境の変化によるストレス、食生活の乱れ、治療中断等により循環器疾患、糖尿病等の慢性疾患の病状悪化、新たな合併症などが懸念されるため、予防啓発活動、相談指導などのほか、被災住民を対象とする健康診断を実施する。

c 市町村災害対策本部は、衛生害虫の発生防止その他良好な衛生環境を確保するため、避難所等における居住区域の設定、洗濯機の設置、布団等の干場の確保、定期的な清掃、害虫の駆除等生活環境の整備を行う。

災害拠点病院等の院内状況報告書

情報 ルート					
	情報発信機関		経由機関 ()	経由機関 ()	情報伝達先機関
	発信月日・時刻	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	
	発信者氏名				
	受信月日・時刻		月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分
受信者氏名					
整理番号	第 号	第 号	第 号	第 号	

医療機関名： _____

1 職員の状況 (該当するところへ○)

区分	医師	薬剤師	看護師	技師	その他
(1) ほぼ対応可能					
(2) 一部対応不能					
(3) 全く対応不能					

2 建物等の状況 (該当するところへ○)

区分	建物	特殊診療機能 (人工透析、DOA、熱傷等)
(1) ほぼ対応可能		
(2) 一部対応不能		
(3) 全く対応不能		

3 電気、水道、医療ガス、空調、食料、燃料の状況 (該当するところへ○)

区分	電気	水道	医療ガス	空調	食料	燃料
(1) ほぼ対応可能						
(2) 一部対応不能						
(3) 全く対応不能						

4 手術機能等の状況 (該当するところへ○)

区分	手術機能	検査機能	病棟機能	給食機能	その他
(1) ほぼ対応可能					
(2) 一部対応不能					
(3) 全く対応不能					

5 患者の受入可否 (○か×、具体的内容)

手術が必要な患者	人工透析が必要な患者	その他 (具体的な状況)

6 受け入れている患者の状況(人数)

※軽症患者	※中症患者	※重症患者

※重傷：生命を救うため直ちに手術等必要、中症：直ちに生命の危険はないが、入院治療が必要、
軽症：重症、中症以外の治療が必要

7 医療救護活動状況 (○か×)

※1 医療救護活動の要否	※2 医療救護活動の可否	摘要

※1 他の医療機関等に対し医療救護活動 (医療救護班、医薬品等) の要請が必要な状況かどうか。
※2 他の医療機関に対し医療救護活動の支援ができる状況かどうか。

(4) 山梨県学校防災指針 学校の防災対策編

(平成 25 年 3 月 山梨県教育委員会)

1章 事前対策

7 避難所運営計画の作成

地震災害発生時において、教職員が最も優先しなければならないことは、児童生徒等の安全確保であり、次に学校の教育機能の維持及び教育活動の再開への対応である。

しかし、災害発生時、学校には、避難所の指定の有無にかかわらず、多数の地域住民が避難して来ることが予想される。

本来的には、避難所の管理・運営は当該市町村の行政職員が従事すべきものであり、地域の自治会、自治防災組織が運営の中心となるべきものであるが、災害発生直後には緊急避難的措置として、当該市町村の避難所担当行政職員の避難所運営業務に教職員が支援にあたる等、重要な役割を担うこととなる。

学校が地域住民の応急避難所としての役割を担っていくためには、あらかじめ県・市町村教育委員会と防災担当部局との間で、互いの役割を明確にしておく必要がある。

また、避難所の指定のない学校においても、多数の地域住民が避難してきた場合を想定した対応計画をあらかじめ作成しておく必要がある。

(1) 避難所施設使用計画の策定

① 施設使用計画

校長は教育委員会と十分協議し、自校の施設使用計画を作成する。

具体的には

- ・避難所として使用する際、短期間の場合、長期化した場合、それぞれに応じた学校施設の利用計画
- ・避難所の運営、避難所について求められる諸機能の整備と維持、管理
- ・備蓄物資や支援物資の確保と管理
- ・教職員の職務分担、避難所業務に従事する期間

などである。

児童生徒等、保護者の安否確認やケア、支援など、最も基本となる業務を、学校教職員が行うことができるよう配慮する必要がある。

② 難所使用除外施設

避難所としての施設使用計画を策定するにあたっては、次の施設は避難所として使用する施設から除外するなど配慮した上で、避難所として使用する際の優先順位を明確にしておく必要がある。

- ・教育活動のスペースとして最小限必要な普通教室
- ・管理スペースとしての校長室・職員室
- ・医療活動のスペースとしての保健室等
- ・機器・化学薬品等がある特別教室
- ・その他学校運営に必要とする最小限の施設

③ 設開放区域の周知

学校は、教育委員会と協議し、避難所として使用できる施設の範囲を地域住民並びに地域自主防災組織に事前に十分周知徹底していく。例えば、学校の避難訓練時に地域住民を招いて開放区域を案内するなど、検討していく必要がある。

④施設開放区域表示 (例)

(2)避難所としての防災設備

①学校の避難所としての防災設備

学校の防災設備等の整備については、その機能を最大限発揮できるよう、非常用通信情報機器、飲料・生活用水の供給源としてのプールの浄水装置、耐震性貯水槽、非常用備品等の備蓄倉庫、耐震性に優れた給食施設、体育館等の暖房装置、自家発電装置の設置、バリアフリー化等について対応していく。

この場合、市町村の防災担当課等と、管理場所の提供や、備蓄物資の内容、管理方法等について十分協議しておく必要がある。

②避難所としての防災備蓄物資

避難所として十分な機能を発揮するため、市町村が主体となって整備する。

(例)

種別	品名	種別	品名
食糧	乾パン 缶詰 サバイバルフーズ アルファ化米 粉ミルク ミネラルウォーター	給水給食資機材	給水コップ 給食カップ ほ乳びん 濾過器 ポリ容器 バケツ
生活必需品	毛布 紙おむつ(乳幼児用) 紙おむつ(成人用) 生理用品 肌着(乳幼児～成人用) トイレtpペーパー バスタオル(乳幼児～成人用) 食品用ラップフィルム	電気資機材	発電機 投光器 ラジオ 懐中電灯 ガンリン(缶入り、発電機用) 通信機器
収容機材	簡易トイレ 断熱保温用敷物	救護用品	医薬品 救護用具、AED
			救出・救助用具・他

(3)教職員の避難所対応体制の確認

①災害発生直後における教職員の避難所の管理・運営

避難所の管理・運営は、当該市町村の行政職員が従事すべきものである。しかし災害発生直後には緊急避難的措置として、当該市町村の避難所担当行政職員の避難所運營業務に教職員が支援にあたる等、重要な役割を担うこととなる。

この場合、校長は、自校の避難所支援係を中心とした地震防災組織を、地域住民による自主防災組織など避難所運営組織と連携させることにより、避難所運営組織の避難所運営及び管理活動が円滑に機能するよう、対応体制を構築しておき、地域自治体と打ち合わせながら訓練を行っていく。

2章 東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の対応

4 警戒宣言発令時の避難所としての対応

(1)学校へ避難する地域住民の受け入れ

警戒宣言が発令された場合において、地域住民が学校へ避難してくることも想定される。

このような場合には、市町村防災担当者と協議の上、【3章 災害発生直後対応-8災害発生直後の学校を避難所として使用する時の対応】に準じて、避難者の受け入れを行っていくこととなる。

3章 災害発生直後対応

5 災害発生後の連絡

(2)教育委員会への報告

①市町村(組合)立学校における教育委員会への報告

○人的被害の報告

地震発生後、市町村(組合)立学校については、被害状況を管轄する市町村教育委員会へ速やかに報告する。

各市町村(組合)教育委員会では、集計結果に被害状況の写しを添えて各教育事務所に報告する。

報告は、発生報告(把握できる範囲で直ちに)、中間報告(状況の変化に応じその都度直ちに)、確定報告(被害状況が確定、応急措置完了後)

報告様式は、[5-(2)-⑤教育委員会への被害状況の報告様式【様式1】]により報告する。

なお、通信手段が途絶した場合は、【1章 事前対策】で事前に確立した情報伝達手段により報告する。

○学校施設被害の報告

各市町村(組合)立学校については、被害状況を管轄する市町村(組合)教育委員会へ報告する。

各市町村(組合)教育委員会では、[5-(2)-⑥県教育庁学校施設課への学校施設被害の報告様式【様式2】]により、県教育庁学校施設課に報告する。

②県立学校における教育委員会への報告

○人的被害・学校施設被害の報告

地震発生後、県立学校については、県立学校教育委員会報告連絡システム【以芯伝信】または【災害時用PHS電話】を利用して人的被害、学校施設被害の状況について高校教育課へ速やかに発生報告、中間報告、確定報告を行う。

これらの通信手段が全て途絶した場合、【1章 事前対策】で確立された近くの市町村役場や県合同庁舎などの防災電話を利用して県教育委員会と連絡をする。様式は次ページの【様式1】を使用して報告する。

③教育委員会の情報の伝達フロー 省略

④県教育委員会関係課室 連絡先 省略

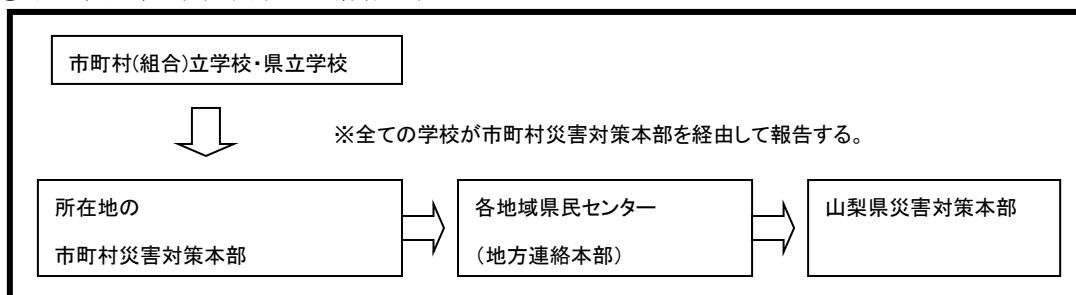
(3)市町村災害対策本部への連絡

①市町村災害対策本部への連絡

学校は、教育委員会への報告の他に、学校所在地の市町村災害対策本部へ被害状況を報告する。

校長は、地震発生後、速やかに学校の施設等の被害状況を把握し、県立学校は山梨県地域防災計画、市町村(組合)立学校等は各市町村の地域防災計画に示された様式に従って、発生報告(把握できる範囲の内容で直ちに)、中間報告(災害対策本部の定めたスケジュールにより定時に)、確定報告(被害状況が確定し、応急措置が完了後直ちに)を行う。

②市町村災害対策本部への情報の伝達フロー



(4)地域自治会等との連絡

地震等災害発生後、地域住民が学校へ多く避難してくることが予想される。このため、地域自治会自主防災組織や、地域安全委員会等との予め整備された連絡体制に基づき必要な連絡を行い、連携及び協力を求める。

(5)その他の関係機関への連絡及びその内容

必要に応じて次の例に示すように関係機関と連絡をとり、情報収集に努め、状況を総合的に判断し、児童生徒等の安全確保を図る。

① 関係機関への連絡及びその内容

機 関 名	連 絡 内 容
警察署	通学路の安全確保、避難所の治安維持等
消防署	救急救命の要請、火災発生報告、消火要請、水利状況、救出要請
保健所	衛生状況の報告、衛生管理の要請等
医療機関・校医	医師派遣要請、負傷者受入要請
公共交通機関	電車、バス等の運行状況
協力する隣接の学校等	学校教職員・児童生徒等の協力
地域のNPO 等	ボランティア要請等
報道機関・民間企業	必要な情報収集・情報提供

8 災害発生直後の学校を避難所として使用する時の対応

避難所の管理・運営は、当該市町村の行政職員が従事すべきものであるが、災害発生直後においては、市町村行政職員による対応が困難な場合も想定される。

このため、学校教職員が重要な役割を担うとともに、避難所運營業務についても支援することとなる。

(1)避難所の開設

①学校施設の安全の確認

災害発生後、避難所を開設するに当たって、学校教職員は、体育館、校舎等の安全を確認する。安全確認をするまでの間、避難者を安全な場所で待機させる。

なお、荒天時(雨天・降雪時など)は、学校施設の安全が確保された場所で随時、待機させる。

② 難所施設開放区域の明示

学校教職員又は市町村防災担当者は、体育館、校舎等の安全点検及び危険箇所、あらかじめ定めてある避難所使用除外施設への立ち入り禁止区域の表示を行った後、避難所となるスペースへ避難者を誘導する。

③ 校を避難所として利用するための応急対策

避難者に対してトイレ、ごみ集積場の場所等を表示するとともに、破損物等で往来の妨げになっている場合は、破損物品等を除去し、通行路を確保する。特に、公道と校舎入口の間については、救急車輦、物資運搬車両の通行が可能な状態にする。

④ 町村災害対策本部への連絡

学校教職員又は市町村防災担当者は、市町村災害対策本部へ避難所開設を報告する。

(2)避難所となった学校における教職員の役割

教職員の本来の任務は、児童生徒等の安全確保並びに学校の教育機能の維持にあるが、避難所の管理・運營業務等について支援する必要がある。校長は、自校の地震防災組織を、地域住民による避難所運営組織と連携させ、避難所運営組織の避難所運営及び管理活動が円滑に機能するよう努めるとともに、初動期において学校教職員は避難所の運営や支援に積極的に参加し、協力していくことが望まれる。

①避難所運営組織と学校とのかかわり(例)

(3)避難者自治組織の設立の支援

①自治組織設立の支援

避難所の運営は、時間の経過とともに、教職員の支援による運営から市町村防災担当者を含む避難者自身による運営に移行させる。

設立当初、教職員は避難所運営組織の中心となって活動し、支援・協力を行っていくことが、地域住民等による避難所運営組織のスムーズな移行に繋がっていく。

当該市町村防災対策部局は、地域自主防災組織を構成する地域住民の代表者などを中心に学校の代表者も含めて、次に示す例のような地域住民等による避難所運営のための自治組織を予め編

成すべきである。

各避難所の運営は、この組織によって行われる。

②地域住民等による避難所運営組織とその役割(例)

4章 災害からの復旧

3 避難所が長期化した場合の対応

(1)避難所の開設期間

避難所の開設は、災害の発生した日から7日以内とされ、特別な場合は厚生労働大臣の承認が必要である。

実際には避難所開設が長期間に及ぶこともあり、東日本大震災では、避難所(学校)から全ての避難者が退去したのが、発生から5ヶ月後(8月中旬)だったとの報告が行われている。

(2)教育委員会の対応

学校設置者である当該教育委員会は学校におかれた避難所が長期化すると予想されるときは、当該市町村に避難所の早期解消を要請し、長期間学校が使用できないときは、代替施設等の確保に努めると共に、各学校に二部授業の実施等を指示する。

(3)教職員の負担軽減への配慮

教職員の避難所運営管理業務への支援、協力は、災害発生後の初期段階における緊急対応に限定し、学校が、教育活動の再開に向けて迅速に取り組みを開始できるように配慮すべきである。

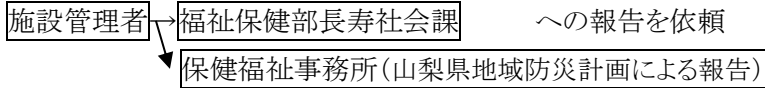
そのために、学校は設置者である当該教育委員会を中心に連携し、地域住民等による避難所運営組織の編成や、避難所管理運営業務に当たる行政職員の人員・役割等の明確化を、当該市町村に対して予め要請する必要がある

(5) 火災・災害・事故等の県への被害報告について (老人福祉施設関係)

関係通知 平成 14 年 12 月 5 日付長5第 12-1 号 介護基盤整備担当

A:養護老人ホーム、経費老人ホーム、有料老人ホーム

B:特別養護老人ホーム、介護老人保健施設

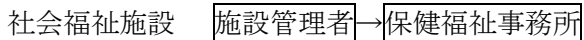


通知、様式別紙(次頁)

参考

山梨県地域防災計画 第2編 第3章 第2節災害関係情報等の受伝達

(4) 被害情報の収集・伝達



*H26.2.14 大雪災害時は、電話で確認

(6) 山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例

平成 24 年 12 月 27 日 山梨県条例第 63 号

(非常災害対策)

第六条 児童福祉施設においては、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を作成し、非常災害の際の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 前項の非常災害に関する具体的計画の作成に当たっては、児童福祉施設の立地状況等を勘案し、発生することが予想される非常災害の種類に応じたものとしなければならない。

3 児童福祉施設は、非常災害に対する不断の注意と訓練をするよう努めるとともに、当該訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない。

4 前項の訓練は、地域住民及び消防団その他の関係機関と連携して行うよう努めなければならない。

5 児童福祉施設は、非常災害の際に、当該児童福祉施設に入所している者及び職員が必要とする飲料水、食糧、日用品その他の物資及び防災に関する資機材の備蓄、整備及び点検を行うよう努め

山梨県福祉保健部 長寿社会課介護基盤整備担当 宛

長 5 第 1 2 - 1 号
平成 1 4 年 1 2 月 5 日

養護老人ホーム
経費老人ホーム
有料老人ホーム

施設長(管理者) 殿

山梨県福祉保健部 長寿社会課長

火災・災害・事故等の県への被害報告について

火災、災害による被害報告については、山梨県防災計画において、施設管理者から地域振興局健康福祉部あて報告することとされております。
県におきましては、社会福祉施設等で火災等が発生した場合、その状況を速やかに把握し、迅速な対応を行うことが求められております。
このため従来から、県防災計画に基づく地域振興局健康福祉部への報告と併せ、当該県へも同時に報告をお願いしてきたところであります。
つきましては標記報告について従来どおりしていただきたくお願いいたします。
なお対象として、火災・災害の他、入所者処遇上の事故等についても報告願います。

山梨県福祉保健部 長寿社会課介護基盤整備担当 宛 FAX 055-223-1469

火災・災害・事故等に係る報告

記入年月日	平成 年 月 日 ()	時刻	午前・午後 時 分
施設種別	施設名		
報告者職氏名	電話番号		
	FAX番号		
報告項目	①火災	②災害	③処遇上の事故 ④その他
具体的内容			

発生状況

発生年月日	平成 年 月 日 ()	発生時刻	午前・午後 時 分
発生場所			
被害	人的なもの		
	物的なもの		

(7) 災害等の県への被害報告について (障害福祉施設関係)

H26.2.14大雪災害時使用様式

入所施設・通所施設 施設管理者 → 福祉保健部障害福祉課

被害状況報告書		(山梨県障害福祉課自立支援担当)
		TEL:055-223-1463(直通)
		FAX:055-223-1485(直通)
1 報告日時	平成 年 月 日 ()	
2 報告者氏名		
3 施設名称		
4 建物被害状況		
5 ライフラインの状況		
①電気	使用可能 ・ 使用不可能 ・ 不明	
②ガス	使用可能 ・ 使用不可能 ・ 不明	
③水道	使用可能 ・ 使用不可能 ・ 不明	
6 人的被害状況		
①入(通)所者		
②施設職員		
7 物資の保管状況		
①飲料水	充足 ・ 不足 ・ 無し	
②食料	充足 ・ 不足 ・ 無し	
③医薬品	充足 ・ 不足 ・ 無し	
④燃料(灯油等)	充足 ・ 不足 ・ 無し	
⑤不足している物資		
8 医療等の要請	要請あり ・ 要請なし	
※要請内容 (具体的に記載)		